資料１－１

政治資金監査の質の向上について（案）

～平成２９年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

●個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の総数は４６人、総件数は５２件（うち今回実施分　２９人、３１件）
●対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、平成３１年３月に実施する追加研修への参加を呼びかけ

１．個別の指導・助言の実施

（１）個別の指導・助言の実施の内訳（今回実施分）

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【 】は平成２８年分）	（参考） 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【 】は平成２８年分）
ア　政治資金監査報告書に係るもの	９人　【１１人】	１０件　【１６件】 （ 1.8%）【 2.8%】
イ　収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	２３人　【２２人】	２４件　【２６件】 （ 4.2%）【 4.5%】
計	３２人　【３３人】	３４件　【４２件】
純計	２９人　【２８人】	３１件　【３９件】 （ 5.4%）【 6.7%】

注１　上記の内訳は、平成３０年１２月４日以降に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

２　【 】内の数値は、前回の平成２８年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において平成２９年１２月５日以降に都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。

３　個別の指導･助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

４　比率については、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成29年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、平成30年12月4日以降に報告のあった都道府県選管等に係るもの（５７０件）【580件】}}$$

５　「計」欄は、数値の単純な合計、「純計」欄は、一人（一団体）で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値（以下同じ）。

（２）個別の指導・助言の実施の内訳（平成２９年分総数）

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【 】は平成２８年分）	（参考） 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【 】は平成２８年分）
ア　政治資金監査報告書に係るもの	９人　【１４人】	１０件　【３０件】 （ 0.4%）【 1.1%】
イ　収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	４０人　【３８人】	４５件　【４５件】 （ 1.6%）【 1.6%】
計	４９人　【５２人】	５５件　【７５件】
純計	４６人　【４６人】	５２件　【７１件】 （ 1.9%）【 2.6%】

注１　上記の内訳は、平成２９年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数である。

２　【　】内の数値は、前回の平成２８年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。

３　個別の指導･助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

４　比率については、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成29年分収支報告書(定期分)の件数（２，７９７件）【2,734件】}}$$

（３）個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言を実施する。

（４）個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

（５）個別の指導・助言の対象となった者への追加研修受講の呼びかけ

平成３０年度第３回政治資金適正化委員会において、平成２９年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対して、平成３１年１月及び３月に実施する追加のフォローアップ研修のいずれかへの参加を呼びかけることとしたところである。

これを踏まえ、平成３０年度第４回政治資金適正化委員会において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、平成３１年１月３０日（水）、３月２０日（水）及び３月２８日（木）に実施する研修のいずれかへの参加を文書により呼びかけた。

同様に、今回、個別の指導・助言の対象となった者に対しても、平成３１年３月２０日（水）及び３月２８日（木）に実施する研修への参加を文書により呼びかけることとする。

２．個別の指導・助言の対象者数（総数）の推移

直近の３年間における個別の指導・助言の対象者数の推移は、次のとおりとなっている。

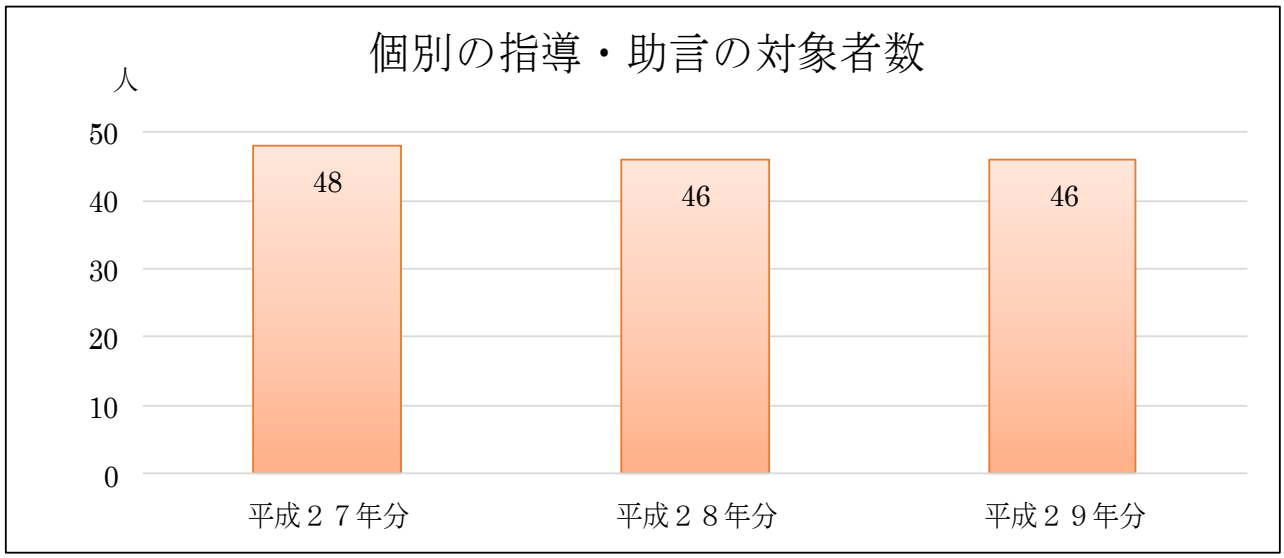

注　上グラフは、都道府県選挙管理委員会等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

３．個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

（１）登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

（２）関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

（３）都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

（４）フォローアップ研修における対応

主な逸脱事例等について、平成３１年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。